

(別紙)

令和7年度七尾市リーダー的職員養成研修業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度七尾市リーダー的職員養成研修業務委託

2 業務目的

本市では、令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けて、インフラ整備のほか、市民の生活支援・事業者の生業支援など様々な事業に取り組んでいるところである。一方で、職員の多くは、通常業務に加えて災害対応業務にも従事しているため、身体的にも精神的にも負担感を感じており、そのことが組織力の低下につながることを懸念している。

そこで、組織全体の活性化及び市民サービスの更なる向上を図るため、職員同士が対話を通じて信頼関係を構築し、組織や業務における課題解決や改善策の提案を主体的に推進できるリーダー的職員を養成するものである。

養成したリーダー的職員には、今後市役所内での勉強会やグループ活動等を自主的に運営してもらうことを想定しており、そのために必要とされるスキル、手法の習得を目的として実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 研修対象者

市役所職員（課長補佐級、係長級を想定）10名程度

5 業務の内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 職員間の信頼関係を育むためのスキル、手法の習得

令和6年能登半島地震の影響により、日常の業務が忙しい中で、職員同士がお互いの本音を共有できず、孤独や疎外感を感じてしまうケースが増えており、職員の精神的な負担も大きいと思われることから、職員同士の信頼関係を深めることが必要と考えている。

以上のような背景を踏まえ、対話を通して、職員同士が信頼関係を深め、円滑な人間関係を構築できるようなスキル、手法の習得を目的として実施する。

なお、内容には、対話力、信頼構築、ファシリテーションスキル向上を目

的とした講義・演習や、職員間の関係性を高めるワークショップの実施を含めること。

(2) 対話による業務改善を行うためのスキル、手法の習得

組織や業務の課題等について、職員同士が本音で話し合い、課題解決のための意見やアイデアを出し、企画・提案し、改善を図ることで、職員の主体性が高まり、組織課題の改善が促進され则认为している。

以上を踏まえ、グループでの勉強会等を効果的にリードし、組織や業務の課題を明確化し、具体的な解決策や改善提案を導き出すためのスキル、手法の習得を目的として実施する。

なお、内容には、組織課題等へのアプローチ方法や、グループによるケーススタディ、課題討議の講義・演習の実施を含めること。

(3) 職員による勉強会等の自主運営スキル、手法の習得

養成したリーダー的職員が、今後、市役所内で勉強会等の企画・運営を主体的かつ効果的に行うことができるように、運営のスキル、手法の習得を目的として、自主運営による勉強会を試行実施する。

なお、内容には、勉強会実施後の振り返りによる学びの深掘りや、改善点に基づくサポート（助言等）を含めること。

(4) 自主運営の実施計画策定支援

今後、組織内で勉強会の自主運営を行っていく上で、その実施計画の素案の作成支援を行うこと。また、本研修による効果が発揮されるよう、事後の研修や実務の進め方についての助言を行うこと。

6 業務実施に係る留意事項

(1) 実践的な演習を重視すること。（座学だけでなく、グループワーク、ロールプレイング、ケーススタディなど、実践を通じてスキルを習得できるような工夫を凝らすこと。）

(2) 研修時間や研修回数の設定にあたっては、受講者の通常業務への影響など、受講にあたっての負担軽減にも配慮した提案を行うこと。

(3) 予習・復習、課題等を設定する場合は、無理のない範囲で設定すること。

(4) 受講者が主体的に学習に取り組めるような動機付けやサポート体制を構築すること。

(5) 研修の実施回数想定スケジュール

研修実施予定時期：令和7年10月から令和8年3月

研修実施予定時期はあくまで想定であり、研修実施日については、全庁的な繁忙期（市議会開会中など）を除いて実施することが望ましいことから、本市と協議し決定すること。

7 提出物

提出物は以下のとおりとする。なお、提出物は、本市が特に指定しない限り、電子データで提出すること。

(1) 業務の実施体制が分かる資料

業務責任者及び各業務担当者名、役割を明記し、契約締結後速やかに提出すること。

(2) 事業計画書

契約締結後、速やかに提出すること。

(3) 実績報告書

ア 事業実施報告書（研修で使ったテキスト、動画コンテンツ等を含む。）
研修終了後、速やかに提出すること。

イ 打合せ議事録

打合せ終了後、速やかに提出すること。

8 再委託の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ書面にて本市と協議し、承諾を得たときはこの限りではない。

9 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、関係法令等を遵守すること。

10 守秘義務

受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

11 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項で、より効果的な研修実施に資する提案があれば、積極的に企画提案書に記載すること。

(2) 本業務の遂行にあたり、必要な機材、消耗品、交通費、関係者の派遣に要する費用等、事業を終了させるまでに必要な経費は、全て見積金額に含めること。

(3) 契約締結後、詳細な実施内容については、本市と協議の上決定するものとする。また、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項についても、同様とする。